

川崎市青少年の家条例等の一部を改正する条例（案）

（川崎市青少年の家条例の一部改正）

第1条 川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料（1）宿泊利用料の表中「小学校（）」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（）」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（川崎市少年自然の家条例の一部改正）

第2条 川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「小学校（）」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を、「中学校（）」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（川崎市青少年科学館条例の一部改正）

第3条 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通観覧料（1）一般投影の観覧料の表備考第2項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（川崎市立日本民家園条例の一部改正）

第4条 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通入園料の表備考第2項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

制 定 要 旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市青少年の家条例の一部を改正する条例新旧対照表（学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例関連）

改正後		改正前	
○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号 (略)		○川崎市青少年の家条例 昭和63年3月29日条例第22号 (略)	
別表（第10条関係） 1 施設利用料 (1) 宿泊利用料		別表（第10条関係） 1 施設利用料 (1) 宿泊利用料	
区分	単位	区分	単位
小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	小学校(特別支援学校の小学部を含む。)に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき
中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者	1人1泊につき	中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者	1人1泊につき
高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)に在学する者	1人1泊につき	高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)に在学する者	1人1泊につき
その他の者	1人1泊につき	その他の者	1人1泊につき
金額	300円	金額	300円
金額	400円	金額	400円
金額	800円	金額	800円
金額	1,500円	金額	1,500円
備考 5歳未満の者は、無料とする。 (2) 日帰り利用料		備考 5歳未満の者は、無料とする。 (2) 日帰り利用料	
種別	金額	種別	金額
午前	午後	午前	午後
夜間	全日	夜間	全日

改正後		改正前					
	9時～12時	1時30分～4時30分	6時～9時	9時～12時	1時30分～4時30分	6時～9時	9時～12時
プレーホール	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	15,000円
研修室1	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
研修室2	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	3,300円
特別研修室	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
談話室	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	4,500円
音楽室	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	12,000円
創作活動室	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円

備考 施設を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割増相当額とする。

備考 施設を利用する団体の事務所の所在地（事務所を設置していない団体にあっては、引率責任者の住所）が川崎市以外の地域にある場合の施設利用料の額は、規定利用料の5割増相当額とする。

(略)

川崎市少年自然の家条例の一部を改正する条例新旧対照表（学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例関連）

改正後	改正前																								
<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号 (略)</p> <p>第3条 少年自然の家は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 団体宿泊訓練に関すること。 (2) 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。 (3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。 (4) 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。 (5) 市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。</p> <p>(6) その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>別表（第13条関係） (略)</p> <table border="1" data-bbox="1069 1164 1441 2060"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校に在学する者及び年齢に達しない者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>中学校に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	小学校に在学する者及び年齢に達しない者	1人1泊につき	300円	中学校に在学する者	1人1泊につき	400円	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円	<p>○川崎市少年自然の家条例 昭和52年3月31日条例第16号 (略)</p> <p>第3条 少年自然の家は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 団体宿泊訓練に関すること。 (2) 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関すること。 (3) 野外活動、体育及びレクリエーションに関すること。 (4) 市内の少年団体の指導及び育成に関すること。 (5) 市内の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）及び中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）その他の教育機関と連絡し、協力すること。</p> <p>(6) その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>別表（第13条関係） (略)</p> <table border="1" data-bbox="1069 156 1441 1052"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校に在学する者及び年齢に達しない者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>中学校に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者</td> <td>1人1泊につき</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	小学校に在学する者及び年齢に達しない者	1人1泊につき	300円	中学校に在学する者	1人1泊につき	400円	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円
区分	単位	金額																							
小学校に在学する者及び年齢に達しない者	1人1泊につき	300円																							
中学校に在学する者	1人1泊につき	400円																							
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円																							
区分	単位	金額																							
小学校に在学する者及び年齢に達しない者	1人1泊につき	300円																							
中学校に在学する者	1人1泊につき	400円																							
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	800円																							

改正後		改正前	
その他の者	1人1泊につき	その他の者	1人1泊につき
	1,500円		1,500円
備考 5歳未満の者は、無料とする。		備考 5歳未満の者は、無料とする。	

川崎市青少年科学館条例の一部を改正する条例新旧対照表（学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例関連）

改正後	改正前																										
<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号 (略)</p> <p>別表第1（第9条関係） 1 普通観覧料 (1) 一般投影の観覧料</p> <table border="1" data-bbox="526 1164 766 2072"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td> <td>200円</td> <td>1人につき 160円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>400円</td> <td>1人につき 320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前2項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。 (2) 特別投影の観覧料 1人につき2,000円の範囲内で委員会がその都度定める。 2 共通利用券</p> <table border="1" data-bbox="1396 1164 1436 2072"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	200円	1人につき 160円	一般	400円	1人につき 320円	種別	金額			<p>○川崎市青少年科学館条例 昭和46年3月23日条例第24号 (略)</p> <p>別表第1（第9条関係） 1 普通観覧料 (1) 一般投影の観覧料</p> <table border="1" data-bbox="526 168 766 1064"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td> <td>200円</td> <td>1人につき 160円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>400円</td> <td>1人につき 320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前2項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。 (2) 特別投影の観覧料 1人につき2,000円の範囲内で委員会がその都度定める。 2 共通利用券</p> <table border="1" data-bbox="1396 168 1436 1064"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	200円	1人につき 160円	一般	400円	1人につき 320円	種別	金額		
区分	個人	団体																									
高校生・大学生及び65歳以上の者	200円	1人につき 160円																									
一般	400円	1人につき 320円																									
種別	金額																										
区分	個人	団体																									
高校生・大学生及び65歳以上の者	200円	1人につき 160円																									
一般	400円	1人につき 320円																									
種別	金額																										

改正後		改正前	
100円券12枚つづり	1,000円	100円券12枚つづり	1,000円
100円券25枚つづり	2,000円	100円券25枚つづり	2,000円
備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等を利用することができる。ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の観覧等については、この限りでない。	備考 共通利用券は、次に掲げる施設の観覧等を利用することができる。ただし、当該各施設への団体（20人以上をいう。）の観覧等については、この限りでない。	(1) 科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧	(1) 科学館のプラネタリウムの一般投影又は特別投影の観覧
(2) 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場	(2) 川崎市市民ミュージアム条例（昭和62年川崎市条例第45号）に規定する川崎市市民ミュージアムにおいて川崎市市民ミュージアムが行う企画展の展示会場への入場	(3) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場	(3) 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）に規定する川崎市岡本太郎美術館の常設展又は企画展の展示会場への入場
(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園	(4) 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）に規定する川崎市立日本民家園への入園	3 特別入場券	3 特別入場券
委員会は、7,000円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。	委員会は、7,000円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。	委員会は、7,000円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。	委員会は、7,000円の範囲内で定期券その他の特別入場券を発行することができる。
(略)	(略)	(略)	(略)

川崎市立日本民家園条例の一部を改正する条例新旧対照表（学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例関連）

改正後	改正前																		
<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号 (略)</p> <p>別表第1（第10条関係） 1 普通入園料</p> <table border="1" data-bbox="475 1171 663 2067"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td> <td>300円</td> <td>1人につき 240円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>500円</td> <td>1人につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前2項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。 (略)</p>	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき 240円	一般	500円	1人につき 400円	<p>○川崎市立日本民家園条例 昭和42年3月23日条例第19号 (略)</p> <p>別表第1（第10条関係） 1 普通入園料</p> <table border="1" data-bbox="475 172 663 1068"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校生・大学生及び65歳以上の者</td> <td>300円</td> <td>1人につき 240円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>500円</td> <td>1人につき 400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体とは、20人以上をいう。 2 学齢に達しない者及び学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者は、無料とする。 3 高校生・大学生とは、法第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、大学及び高等専門学校、法第124条に規定する専修学校、法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学する者をいう。 4 一般とは、前2項に規定する者及び65歳以上の者以外の者をいう。 (略)</p>	区分	個人	団体	高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき 240円	一般	500円	1人につき 400円
区分	個人	団体																	
高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき 240円																	
一般	500円	1人につき 400円																	
区分	個人	団体																	
高校生・大学生及び65歳以上の者	300円	1人につき 240円																	
一般	500円	1人につき 400円																	